

議第五十号

岐阜県汚水処理施設整備構想の変更について

岐阜県汚水処理施設整備構想を次のように変更するものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

旧

一 基本理念

(略)

二 基本方針及び基本施策

基本方針	(略)	基本施策	(略)
持続可能な汚水処理施設の整備・運営		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 汚水処理施設の整備手法及び集合処理施設の統合の再検討</li> <li>2 市町村による浄化槽設置の促進</li> <li>3 集合処理施設の効率的な改築・修繕及び維持管理の促進</li> <li>4 集合処理施設の市町村経営における持続可能性の確保</li> </ol>	

三 目標数値

汚水処理人口普及率 九五パーセント以上(平成三十七年度)

四 計画期間

平成三十年度から平成四十七年度までの期間

新

一 基本理念

(略)

二 基本方針及び基本施策

<p>基本方針</p>	<p>基本施策</p>
<p>(略)</p> <p>持続可能な污水处理施設の整備・運営</p>	<p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な連携による効率的な施設整備・運営の促進</li> <li>2 人口減少地域における集合処理から個別処理への見直し</li> <li>3 集合処理施設の最適な維持管理、改築・修繕及び更新の促進</li> <li>4 集合処理施設の経営基盤強化の促進</li> <li>5 市町村による浄化槽設置の促進</li> <li>6 頻発する大規模豪雨や大規模地震への備えの促進</li> <li>7 脱炭素社会への取組の促進</li> </ol>

三 目標数値

污水处理人口普及率 九五パーセント以上（令和七年度）

四 計画期間

平成三十年から令和十七年度までの期間